１　高齢者交通事故防止県民運動

１　運動の目的

県民一人一人が、高齢者の行動特性への理解を深め、高齢者保護意識を高めるとともに、高齢者自らも交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるなど、県民挙げて高齢者の交通事故の防止を図る。

２　運動の期間

４月１日から翌年３月３１日まで

３　運動の重点

⑴　高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発
　　～歩行者ファースト意識の浸透～
⑵　高齢者に対する交通安全教育の推進
⑶　高齢の歩行者・自転車利用者・運転者の交通事故防止

４　主な推進事項

推進項目	推　進　事　項
高齢運転者に対する交通安全教育の実施	○　加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や、体調不良の場合は運転を控えることなどを指導する。 ○　高齢運転者等に対し、運転免許証の自主返納制度及び返納者への優遇措置を周知する。 ○　高速道路等の逆走を防止するため、車両進入禁止標識や道路標示による進行方向の確実な確認を指導する。 ○　７５歳以上の高齢者やその家族に、免許更新前の一定期間における一定の違反歴保有者に対する運転技能検査が新設されていることのほか、臨時認知機能検査の受検や臨時高齢者講習の受講等の義務付けなどを周知する。 ○　あらゆる機会を通じて、７０歳以上の運転者に対しては「高齢運転者標識」を表示して運転することの重要性を指導し、安全運転意識の高揚を図る。
高齢歩行者に対する交通安全教育の実施	○　参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室において、交通ルールの遵守と道路横断時の横断場所・安全確認の要点と、横断する意思表示の方法を指導する。 ○　地域の関係機関・団体・協力企業等と連携し、高齢者家庭訪問による個別指導を実施して、交通安全に関わる正しい情報提供を行い、交通安全意識の高揚を図る。 ○　歩行中の交通事故被害の防止について家族で話し合い、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。
運転者に対する安全意識の啓発	○　地域や職場で講習会や研修会等を開催し、高齢者の関与する交通事故の発生実態と高齢者の多くに見られる行動、判断の傾向等を周知して、高齢の歩行者や自転車利用者及び高齢運転者標識を付けた車両を見かけた際における減速・徐行等による思いやり運転の実践を指導するとともに、「歩行者ファースト」意識の浸透を図る。 ○　関係機関・団体との連携による衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車と、これに限定した運転免許証制度の普及啓発を図る。 ○　夕暮れ時の早めのライト点灯による歩行者、対向車等への注意喚起を促進する。 ○　夜間等は、歩行者等を早期発見するために、先行車や対向車がいない場合等におけるハイビームの原則常用を徹底する。 ○　夕暮れ時や夜間における視認性の低下に伴う危険性等を認識・理解させるための交通安全教育を推進する。

夜間・夕暮れ時の高齢歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発	○　夕暮れ時や夜間の外出時は、明るい服装及び反射材用品の着用、自転車スポーク等自転車側面への反射器材の備付けを呼び掛ける。 ○　夕暮れ時や夜間は、走行車両の速度や距離を見誤ったり、歩行者・自転車利用者は運転者から見落とされやすい等の危険性を認識・理解させ、平素以上に慎重な行動の実践を促す交通安全教育を推進する。 ○　各種交通安全教育や高齢者世帯に対する個別訪問を通じて、夕暮れ時や夜間の交通事故の特徴を周知し、事故防止を図る。 ○　各種会合や街頭活動を通じて自動車及び自転車利用者に対して、早めのライトの点灯による早い段階での相互覚知を推奨する。
広報・啓発活動の推進	○　新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体を活用して安全運転を呼び掛ける。 ○　会議等で交通ルール遵守と交通マナー向上を指導するとともに、高齢者の行動特性を周知して、保護誘導の実践を指導する。 ○　高齢者世帯訪問活動を通じて、安全な横断方法や明るい色調の衣服を身につける効果等について説明するとともに、反射材用品の貼り付けまでを補助するなど、反射材の利用促進と意識啓発を図る。 ○　高齢運転者標識の表示促進と高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知を徹底する。 ○　高齢運転者の安全運転に対する意識を高めるため、地域や家族ぐるみによる啓発活動を一層推進する。